

令和 8 年 8 月 25 日

利用者様
ご家族様
グループホームご担当者様

支援センターねぎぼうず
所長 鎌田 浩二

台風・地震・大雨における臨時休業の発令基準の変更について

平素は当センターの運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、台風・地震・大雨に際して、利用者様の安全確保のため、従前の台風のための基準を改め、下記のような基準を設けて対応いたします。

【前日の時点】

以下のいずれかに該当し、翌日の安全な事業所の営業が困難と予想される場合、所長の判断で臨時休所を決定することがあります。

① 翌日に「暴風・暴風雪・大雨・洪水・高潮」のいずれかの「警報」、または「危険警報」「特別警報」が発令される可能性が著しく高い場合

② 公共交通機関（JR・大阪メトロ・大阪シティバス等）で「計画運休」が事前に発表された場合

※臨時休所が決定した場合、すみやかに利用者様・ご家族様に連絡させていただきます。

【朝 7 時の時点】

※ **NHK のニュース等でご確認ください。**

① 大阪市内に「暴風・暴風雪・大雨・洪水・高潮」のいずれかの「警報」、または「危険警報」「特別警報」が発令されている場合

② 大正区またはお住まいの地域において「警戒レベル 3（高齢者等避難）」、「警戒レベル 4（全員避難）」が発令されている場合（※種類を問わず全般）

③ JR 大阪環状線と大阪メトロの両方が運休している場合（一部見合わせ含む）

④ 大正区内において大阪シティバスが運休している場合（一部見合わせ含む）

⑤南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されている場合、または震度 5 弱以上の地震が発生した場合

★上記 ①～⑤の内、1 つでも該当する場合は【自宅待機】とします。

※警報の解除が見込めない場合は、臨時休所とする場合があります。

【午前 10 時の時点】

※NHK のニュース等でご確認ください。

【①～⑤のすべてが解除されている場合】

⇒午後 1 時から開所とします。

※昼食は準備できませんので、食事を済ませてから通所または送迎を利用してください。

【①～⑤の内、1 つでも継続している場合】

⇒臨時休所とします。（または所長が事業所の営業が困難と判断した場合も同様）

※臨時休所が決定した場合、すみやかに職員からご連絡いたします。

【利用中に警報の発令及び交通機関の運休等が生じた場合について】

・利用中に「各種警報の発令」「警戒レベル 3 以上の発表」「交通機関の運休見込み」が生じた場合、利用者の安全を考慮し、所長判断により速やかに繰り上げ降所（早期帰宅）とします。

・ご家族様・グループホームご担当者様へ順次ご連絡いたしますので、常に連絡が取れる体制へのご協力をお願いいたします。

・ご家族様・グループホームご担当者様と連絡が取れない場合は、安全のため、事業所内にて待機していただきます。また状況によりご家族様・グループホームご担当者様にお迎えをお願いすることがあります。

（その他：ご家族様・グループホームご担当者様へのお願い）

基準（警報等）に該当していない場合であっても、ご自宅周辺の天候や道路状況によりご利用が困難・危険と判断された場合は、無理をせずご利用を見合わせてください（その際は事業所までご連絡をお願いいたします）。